

東北バスケットボール協会規約

第一章 名称

第1条 本協会は、東北バスケットボール協会と称する。

第2条 本協会の事務局を、宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 10-34-203 (一社)宮城県バスケットボール協会事務局に置く。

第二章 目的と事業

第3条 本協会は、(公財)日本バスケットボール協会の東北地域の総括・親睦・融和と競技力の強化向上を図り、健全なる普及と発展を目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために東北各種大会の主催、または後援を行う。

第三章 組織

第5条 本協会は、(一財)青森県・(一社)岩手県・(一社)秋田県・(一社)宮城県
(一財)山形県・(一社)福島県の各バスケットボール協会と東北大学バスケットボール連盟・東北高等学校体育連盟バスケットボール専門部・東北中学校体育連盟バスケットボール部会・(一社)日本社会人バスケットボール連盟東北ブロック委員会・(公財)日本バスケットボール協会 U12 部会東北ブロック会議をもって組織する。

第四章 役員

第6条 本協会には、次の役員を置く。

1	会 長	1名
2	副 会 長	5名
3	理 事 長	1名
4	理 事	17名
5	顧問・参与	若干名
6	書 記	1名

第7条 役員を選出方法は、次のように定める。

- 1 各役員は、理事会で選任する。
- 2 会長は、各県協会会長より推薦する。
- 3 副会長は、会長に選任された県以外の各県協会会長とする。
- 4 理事長は、理事の内より、本協会長の所属県の専務理事とする。
- 5 理事は、各県2名と大学連・高体連・中体連・審判委員会・社会人委員会・U12部会より各1名を選出する。
- 6 顧問は、各県協会会長、参与は、各県・各団体の選出理事を退任し、表彰された方を推薦する。

- 7 審判委員長は、審判委員会で推薦し、理事会で承認する。
- 8 書記は、理事長の所属県から1名を選出する。

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本協会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、また、会長がやむを得ない事情で不在の場合には、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、すべての会務の処理にあたる。
- 4 書記は、本協会の事務を処理する。

第9条 役員の任期は2カ年とし、重任を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 理事会

第10条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長・副会長・理事長・理事をもって構成し、年3回会長が招集し、理事長が主宰する。

第11条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 役員の選任
- 2 予算・決算の承認
- 3 事業計画の承認
- 4 規約の改正
- 5 上記以外の本協会運営に関わる一切の事項

第六章 委員会

第12条 本協会に、各県審判委員長6名をもって構成する審判委員会を置く。

第13条 本協会に、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第七章 会計

第14条 本協会の運営経費は、各県負担金・補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第15条 本協会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 補則

第16条 本規約の変更は、理事会の議決によるものとする。

第17条 本協会の運営に必要な細則は、理事会の議決により別に定める。

付 則

本規約は、昭和62年8月29日より実施する。

本規約は、平成7年3月31日一部改正し実施する。

本規約は、平成8年11月9日一部改正し実施する。

本規約は、平成17年6月25日一部改正し実施する。

本規約は、令和元年6月22日一部改正し実施する。

本規約は、令和2年6月27日一部改正し実施する。

本規約は、令和3年1月30日一部改正し実施する。